平成25年５月23日

各　位

会 社 名　株式会社セキュアヴェイル
代表者名　代表取締役社長　米今政臣
（コード番号3042　JASDAQ）
問合せ先　取締役管理本部長　三木亮二
（電話　06-6136-0026）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年５月23日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成25年６月27日開催予定の第12期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

１．定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

単元株制度の採用に伴い、単元未満株主についての権利を合理的な範囲に制限するため、所用の規定を第８条として新設し、現行定款第８条以下を各１条ずつ繰り下げるものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現行定款	変更後
（新設）	（単元未満株主の権利制限） 第８条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
第８条～第40条（条文省略）	第９条～第41条（現行どおり）

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日　平成25年６月27日（予定）
定款変更の効力発生日　平成25年６月27日（予定）

以上